

一般財団法人土地情報センター
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日

2. 目標と取組内容、実施時期

目標1：全職員の年次有給休暇の取得率を60%以上とする。

<取組内容と実施時期>

- 令和5年4月～（断続的に実施）：休暇取得に関する規程等に対するニーズの把握
- 令和5年4月～：職員に対し、定期的に意識啓発
- 令和6年4月～：定期的に取得実績を確認し、目標が達成できなかった場合には新たな対策の検討、実施

目標2：働き方に関する新たな制度の検討、導入

<取組内容と実施時期>

- 令和5年4月～（断続的に実施）：働き方に関する新たな制度に対するニーズの把握
- 令和5年4月～：コロナ対応で導入済の臨時措置について、恒久化を検討
- 令和5年4月～：働き方に関する新たな制度の導入（業務等に支障がなく、かつ効果的なものについて）、職員への周知